

岩見沢市東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年9月

岩見沢市地域公共交通活性化協議会

第1章 業務概要

1 目的

中央バス万字線及び市営バス万字線の廃止に伴い、路線バス空白地域となる岩見沢市の東部丘陵地域の生活に必要な移動手段を確保することを目的として、定時路線型乗合タクシーを運行するにあたり、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定する。

本実施要領において、事業者を選定する公募型プロポーザルの応募資格や手続き、審査などの内容について必要な事項を定める。

2 委託業務

(1) 業務名

岩見沢市東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務

(2) 業務内容

別添「岩見沢市東部丘陵地域旅客運送サービス継続事業実施方針（以下、「実施方針」という。）」のとおり。

(3) 運行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

第2章 公募型プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

【第167条の4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。

(3) 岩見沢市内に本社、支店、営業所等を有していること。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

(6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(7) 岩見沢市内において3年間にわたる輸送実績があること。

(8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

2 スケジュール

日時	内容
9月14日（火）～9月24日（金）	プロポーザルの公募及び参加申込の受付期間
9月14日（火）～9月17日（金）	実施要領等に関する質問受付
9月21日（火）	実施要領等に関する質問回答
9月27日（月）	参加資格結果の通知
9月30日（木）	企画提案審査会
10月4日（月）	審査結果の通知、公表

3 参加申込み手続き

参加申込みに係る手続きは、以下のとおりとする。

「1参加資格」を確認の上、必要書類を受付期間内に提出すること。なお、実施方針に示す業務内容を理解のうえ提案すること。

(1) 受付期間

令和3年9月14日（火）～9月24日（金）

(2) 受付方法

次の提出書類を郵送（締切日必着）にて送付、又は直接持参すること。

（直接持参する場合は、土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(3) 提出書類

番号	提出書類	留意点
1	参加申込書（様式1）	
2	印鑑証明書又は写し	法務局で発行する法人の印鑑証明書（発行後3か月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書又は写し	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの）
4	岩見沢市に納税義務のある市税の納税証明書又は写し	ア 岩見沢市の市税を課税されている場合 岩見沢市が発行する納税証明書（資格審査等用）（直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの）を提出すること。 イ ア以外の場合 提出する必要はありません。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）その3の3又は写し	申告している税務署が発行する納税証明書（直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの）を提出すること。
6	誓約書（様式2）	岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないことに関する誓約書を提出すること。
7	会社概要の分かる書類（任意様式）	所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの（会社案内パンフレット等も可。）
8	委任状（様式3）	企画提案書の作成、企画提案審査会への出席又は契約の締結に関することを代表者以外の者に委任する場合に提出すること。
9	企画提案書（様式4）	
10	経費見積書（様式5）	提案内容評価の参考として利用するものであり、運賃その他収入を含めない。

- (4) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- (5) 提出場所
岩見沢市企画財政部企画室（〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号）

4 審査

(1) 評価方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について、岩見沢市地域公共交通活性化協議会万字線検討専門部会の委員で構成する「審査委員会」において、別表「評価基準表」に基づき評価を行う。

なお、参加資格結果通知は、応募したすべての者に通知する。

(2) 企画提案審査会（プレゼンテーション）

①日時等

令和3年9月30日（木）に指定する場所で、審査委員会に対し、「5応募手続き」で提出した「企画提案書（様式4）及び、経費見積書（様式5）」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、令和3年9月27日（月）の参加資格結果通知と併せて通知する。

②説明要領

(ア) 参加できる人数は3名以内とする。

(イ) 1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

・プレゼンテーション：10分

・質疑応答：5分

(3) 事業者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の事業者として選定する。

また、各審査委員の評価点合計点が第1位の事業者の次に高かった者を第2位の事業者として選定し、第1位の事業者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の事業者を第1位に繰り上げる。

合計点の最も高い事業者が2者以上いるときは、審査会の合議により順位を決定する。

(4) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、事業者として選定する。

(5) 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、参加申込書に記入された連絡先へ電子メールで通知するほか、事業者決定については岩見沢市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

5 実施要領及び実施方針等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年9月14日（火）から9月17日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで質問書（様式6）を使用し、午前8時30分から午後5時までの間に下記メールアドレスあてに提出すること。それ以外の方法では受け付けない。

なお、件名は「【質問】 東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務」とすること。

提出先：岩見沢市企画財政部企画室

メールアドレス：kikaku@i-hamanasu.jp

(3) 回答方法

回答は岩見沢市公式ホームページ (<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>) に掲載し、個別には回答しない。

(4) 回答予定日時

令和3年9月21日（火）午後5時までに掲載。

6 審査委員会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査委員会の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合又は接触した場合
- ・他の参加表明者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加表明者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：様式7「辞退届」

提出場所：岩見沢市企画財政部企画室

(〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号)

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込事業者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(本協議会が補正等を求める場合を除く。)

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については返却しない。

なお、応募書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査委員会参加に要する経費等は、すべて参加申込事業者の負担とする。

(8) その他

- ・参加申込事業者は、参加申込書の提出をもって、実施要領記載内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、本協議会より問い合わせを行う場合がある。

第3章 事業者選定後について

事業者に選定された者と本協議会が協議し、事業実施に係る「岩見沢市東部丘陵地域旅客運送サービス継続事業実施計画」を作成した上で、令和4年4月の運行開始に向けて、具体的な協議を進めていくこととする。

第4章 問い合わせ先

岩見沢市地域公共交通活性化協議会事務局

(岩見沢市企画財政部企画室)

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL 0126-23-4111(内線421)

FAX 0126-23-9977

E-メール kikaku@i-hamanasu.jp